

## 監査委員の選任に対する反対討論（要旨）

2008年3月議会

2008/3/25

日本共産党県議団は、ただいま上程されました、監査委員に自民党県議団の鶴田志郎氏と民主・社民・無所属連合の桐原琢磨氏を選任する人事同意議案について反対し、討論いたします。

監査委員の性格と任務については、地方自治法でも明らかなように、その職務権限は、本県の財務に関する事務執行、本県の経営する事業の監査はもとより、みずからが必要と認めれば、本県が補助金、交付金、負担金、損失補償や利子補給、その他財政的援助を与えているものの出納、また、指定管理者など公の施設の管理を行わせている者についても監査ができるなど、非常に広範な内容を含んでおり、憲法と地方自治法に基づいて、住民の命と暮らしを守り、汚職や腐敗を厳しくチェックして、真に住民本位の、公正にして厳正、効率的な財政執行を保障する上で、その果たすべき役割と権限は極めて重大なものがあります。

今年度の監査委員についても、自民党と民主・社民・無所属連合から選任されておりましたが、たとえば、2006年度決算については、住宅供給公社への114億円あまりの無利子の貸付について、決算状況についての監査委員会の審査意見では、「貸付金が増加率149.73%」と述べているだけで、その問題点は全く指摘されていません。

また、今年度に行われた5件の住民監査請求のうち、1件は、志布志事件に関して、元署長の退職金の返還を請求するよう求める住民監査請求に対して、監査委員会は請求の棄却を通知しました。また、もう1件、環境の森林整備事業については、当該行為の終わった日から1年を経過したことを理由に却下しましたが、地方自治法では、正当な理由があるときはこの限りではないとされており、住民の立場にたった判断がなされれば、入り口での却下とはならないと考えます。

伊藤知事就任以来、全ての議案に、日本共産党以外の全ての会派がオール賛成という県議会で、それらの会派から選任される監査委員に、住民の福祉の増進を図るという観点から、厳しくチェックする厳正・公正な監査は期待できないと思わざるをえません。

以上の理由から、両氏の選任に同意できないことを述べ、討論を終わります。